

議案第53号

葛飾区学童保育クラブ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年 9 月 16 日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行による児童福祉法の改正に伴い、学童保育クラブの入会資格を改めるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区学童保育クラブ条例の一部を改正する条例

葛飾区学童保育クラブ条例（昭和52年葛飾区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「就労等により児童の監護が困難な保護者の負担の軽減を図り、併せて児童の健全な育成を図ることを目的として」を「放課後児童健全育成事業を行うため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第3項の規定に基づき」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(定義)

第1条の2 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

第2条中「前条に定める目的を達成するため、児童」を「入会する児童」に改める。

第3条第1項中「在学する3年生（葛飾区長（以下「区長」という。）が特に必要と認めるときは、6年生）以下の」を「就学している」に改める。

第4条第1項中「区長」を「葛飾区長（以下「区長」という。）」に改める。

第5条中「一」を「いずれか」に改める。

付 則

この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。